

補助金一覧【令和2年度評価】

| | | | | | | | 評価結果 | | |
|------|--------------------------|-------|--------|---|--|-------|--|-------|--|
| R2-1 | 島本町職員互助会補助金 | 人事課 | その他 | 地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体に義務付けられる職員の厚生事業を適正な範囲で円滑に実施する | 島本町職員互助会 | 1,725 | 地方公務員法上、地方公共団体は職員の厚生事業を実施する必要があり、今後も職員管理上の重点の一つとして、適正な範囲で実施していく。 | 今後の方針 | 二次評価 評価内容 |
| | | | | | | | | 継続 | 法令に基づく厚生事業の実施に係る費用であり、職員が意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや優秀な人材確保に資するものである。 今後、会員からの意見聴取等も踏まえ、効率的かつ適正な厚生事業の実施に努められたい。 |
| R2-2 | 子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金 | 福祉推進課 | 事業費補助 | 子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境の整備の一環として、子ども等に食事の提供を施設に対して補助するもの。 | 子ども食堂開設、運営団体 | 65 | 子どもの居場所づくり、貧困対策には欠かせない事業であるため、継続して補助金の交付が必要であると考えます。 | 継続 | 子どもの居場所づくりに資する事業として必要な補助である。 今後は担当課評価にもあるように、開設されていない地域への開設を図るとともに、学習支援、相談支援、交流の場としての活動内容の充実や幅広い対象者の受入れに努めるよう事業者に促し、より効果的な事業実施を支援されたい。 |
| R2-3 | 島本町障害者事業所運営安定化補助金 | 福祉推進課 | その他 | 日中活動系サービス等を実施する事業所に対し、家賃に要する経費を補助する。 | 町内で障害福祉サービス(日中活動系サービス)を実施する事業所にかかる賃借料(家賃)を支出している法人等 | 960 | 障害福祉サービスの安定した実施のため、今後も必要と考える。 | 見直し | 現在は補助対象団体が1団体のみであるが、近隣自治体の取組も踏まえ、複数事業所から申請があった場合においても、公平な補助が実施できるよう、補助対象事業所の要件や補助額の減額などについて検討されたい。 |
| R2-4 | 島本町障害者グループホーム開設支援事業補助金 | 福祉推進課 | 施設整備補助 | 町内での障害者グループホームの設置を促進するため、グループホーム開設に係る費用(改修費・建設費・購入費・設備費・備品購入費)の一部を補助し、もって障害者の自立と地域生活を支援する。 | 町内で障害者グループホームを開設又は増設する法人(町民の利用1/2以上等の要件あり) | 0 | 今後もグループホーム新設の際には、当補助金を活用してもらい、障害福祉サービスの向上に寄与する。 | 継続 | 保護者の高齢化・要介護化に伴い、利用ニーズの増加が見込まれることから、今後においても補助を継続し、町内のグループホーム開設の促進を図り、障害者の地域生活の支援に努められたい。 また、申請団体が国庫補助を受けている場合もあり得ることから、町の補助の必要性やあり方についても検討されたい。 |
| R2-5 | 島本町障害者自発的活動支援事業補助金 | 福祉推進課 | 事業費補助 | 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域で自発的な活動を行う障害者及びその家族等による団体に対して事業補助を行う。 | 町内の障害者・家族等で構成される当事者団体であって、補助対象事業を実施する団体。(補助団体は除く) | 200 | 補助事業としては継続が望ましいが、そのあり方については検討していかなければならない。 新型コロナウイルス感染症対策に合致した新たな活動内容の検討も必要となる。 | 見直し | 地域における自発的な活動を推進しており、地域の交流・活性化に資するものである。 コロナ禍においても実施可能な事業について補助を継続しつつ、補助目的の効率的・効果的な実現を図るため、団体側へ積極的に働きかけるとともに、補助金振り分け方式やプロポーザル方式への転換等を検討されたい。 |
| R2-6 | 島本町障害者(児)喀痰吸引等研修費補助金 | 福祉推進課 | 事業費補助 | たん吸引等を必要とする障害者(児)の日常生活を支援するため、所属する職員(施設職員・ヘルパー等)に「喀痰吸引等研修」を受講させ、事業者登録を行った事業所に研修費用を補助し、医療的ケアに対応できる事業所の確保を図る。 | 障害福祉サービス等を行う事業所であって、所属の介護職員等に、たん吸引等に従事するための研修を受講させる事業所 | 0 | 申請件数は少ないが、医療的ケアの観点から今後も必要であると考えます。 | 見直し | 医療的ケアの必要な障害者(児)のサービス向上のために必要な補助であるが、この数年間の申請件数が少ない。 町内のニーズも踏まえながら、医療的ケアに対応できる事業所の確保に向けて、事業所に対し積極的に働きかけるとともに、他の自治体の取組等を参考に制度の活用促進に向けた見直しを進められたい。 |
| R2-7 | 島本町障害者雇用奨励金 | 福祉推進課 | その他 | 身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用を促進するために、障害者を雇用した事業主に対して雇用奨励金を、実習訓練の受入れに協力した事業主に対して実習訓練助成金を支給することにより、障害者の雇用の安定と就労の機会を確保を図るとともに、障害者への理解と認識の向上に資することを目的とする。 | 町内の障害者を雇用する企業等 | 990 | 他市町村の制度を参考に補助金交付期間の定めや特に町内事業所の参入方法を考える。 | 見直し | 町内の障害者雇用の促進に寄与しているが、新規の申請件数が伸びていない。また、補助金の交付期間や交付対象者の要件など、規定の見直しが必要である。 補助の必要性も含めて、他市町村の取組を参考にするなど、交付期間や交付対象者の要件、企業の要件等の見直しを進められたい。 |

補助金一覧【令和2年度評価】

| | | | | | | | 評価結果 | |
|-------|-----------------------|---------|--------------|---|---|--------|-------|--|
| 補助金名 | 担当課 | 補助種別 | 目的 | 交付先 | 補助額 (R1実績) 千円 | 担当課評価 | 今後の方針 | 二次評価 評価内容 |
| | | | | | | | | |
| R2-8 | 島本町地域活動支援センター運営補助金 | 福祉推進課 | 団体補助(町施策補完型) | 地域活動支援センターⅢ型(障害者が通所し、生産活動や創作的活動等を行う施設)を運営する団体に補助金を交付することで、障害者の自立と社会参加を促進する。 | 障害者総合支援法に規定する「地域活動支援センター」を運営する団体 →1か所=島本共働センター(島本障害者共働作業所) | 5,560 | 見直し | 障害者の就労の場を確保し、自立と社会参加の促進に寄与しているが、ここ数年の利用者が一定である。利用者動向や他市町村の制度も踏まえて、支援方法や補助金額の見直しを検討されたい。 |
| R2-9 | 高槻医師会看護専門学校運営事業補助金 | いきいき健康課 | 事業費補助 | 町内の医療機関等に対する看護師及び准看護師の安定した供給を図り、地域医療の充実に寄与する。 | 一般社団法人 高槻市医師会 | 376 | 継続 | 町内の医療機関等に対する看護師及び准看護師の安定した供給及び地域医療の充実に寄与しているものである。今後においても、社会情勢を勘案し、適宜関係団体とも協議のうえ、適切な補助に努められたい。 |
| R2-10 | 大阪府三島救命救急センター運営費補助金 | いきいき健康課 | 事業費補助 | 大阪府三島救命救急センターの健全な運営に資するための補助金を交付することで、救急医療体制の整備確立を図り、住民の福祉の向上に資する。 | 公益財団法人大阪府三島救急医療センター | 22,275 | 継続 | 補助団体の健全な運営のための補助金を交付することにより、救急医療体制の整備確立が図られ、住民の福祉の向上、地域医療の充実につながる補助である。今後においても、補助団体及び近隣自治体との協議を進め、適切な補助に努められたい。 |
| R2-11 | 土砂災害特別警戒区域内家屋移転・補強補助金 | 都市整備課 | 施設整備補助 | 土砂災害特別警戒区域内から既存不適格住宅の移転・補強等を行うものに対し、その費用の一部を補助することにより、既存不適格住宅の移転・改修等を促進し、もって町民の安全確保を図ることを目的とする。 | 島本町内に存し、土砂災害特別警戒区域内から既存不適格住宅の移転・補強等を行うもの | 0 | 継続 | 住民の安全確保のために必要な補助制度であるが、これまでの申請実績が0件であることを踏まえると、これまで以上に対象区域内に居住する住民に対する制度の周知・啓発を強化し、制度の利用促進に向けた取組みを進められたい。 |
| R2-12 | 中小企業事業資金融資信用保証料補給 | にぎわい創造課 | その他 | 島本町中小企業事業資金融資を受けている者が、大阪府中小企業信用保証協会に払い込んだ信用保証料を町が補給することにより、その負担の軽減を図る。 | 島本町中小企業事業資金融資を受けている者 | 0 | 見直し | 補給額が融資比率の0.1%でであることが明記されていないことから、要綱上で算定式を明確にする必要がある。また、制度創設以降申請実績がないことから、制度の周知を強化する必要がある。新型コロナウイルスの影響や今後の申請数、他の類似制度や他市町村の動向等も踏まえたうえで、廃止も含めて検討されたい。 |
| R2-13 | 造林補助 | にぎわい創造課 | 事業費補助 | 島本町における森林の適正な保全及び活用 | 島本町森林整備計画に基づき森林整備を行った森林所有者又は森林組合 | 0 | 見直し | 森林の適正な保全と活用に寄与する補助制度であるが、近年の実績がなく、補助対象経費や実績報告・精算に係る規定が定められていない。対象事業の整理や他の補助事業との統合などの含めて、規定の整備を検討されたい。 |
| R2-14 | 森林等ボランティア助成 | にぎわい創造課 | 事業費補助 | 自然環境及び森林等の保全等に関する住民等の意識の高揚を図るため、啓発等に努めるとともに、森林等の保全等を実施 | 島本森のクラブ・フォレスト島本・里山クラブ | 300 | 見直し | 町の森林環境整備活動に寄与している補助事業であるが、補助対象経費や実績報告・精算に係る事項が定められていない。他の類似事業との整理・統合なども含めた規定の整備を検討されたい。 |

補助金一覧【令和2年度評価】

| | 補助金名 | 担当課 | 補助種別 | 目的 | 交付先 | 補助額 (R1実績) 千円 | 評価結果 | | |
|-------|---------------------|--------|--------|--|---|---------------------|-------|--|------|
| | | | | | | | 担当課評価 | 二次評価 | |
| | | | | | | | | 今後の方針 | 評価内容 |
| R2-15 | 島本町所有者不明猫避妊・去勢手術補助金 | 環境課 | 事業費補助 | 本町内の所有者不明猫の繁殖を抑制することにより、地域住民の生活環境の保持及び住民の動物愛護意識の高揚を図る。 | 島本町内に居住し、大阪府又は京都府内の動物病院において町内に生息する所有者不明猫に繁殖制限のための手術を受けさせ、その費用を負担する方。 | 68 | 継続 | 町内の所有者不明猫の繁殖を抑制することにより、地域住民の生活環境の保持に寄与している。 これまでの見直し内容も踏まえ、今後も先進自治体等の実施内容を研究するとともに、引き続き財源の確保に努めながら、事業の継続を図られたい。 | |
| R2-16 | 島本町合併処理浄化槽設置費用補助金 | 環境課 | 施設整備補助 | 公共水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図る | 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域において、既存の汲み取り便所又は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える者 | 746 | 継続 | 地域の公共水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与している。 引き続き、汚水衛生未処理人口の着実な減少を図るとともに、今後の申請数や下水道事業認可区域の状況に留意され、適切な時期での見直しを実施されたい。 | |
| R2-17 | 島本町認可保育所等運営費等補助金 | 子育て支援課 | その他 | 町内の民間認可保育所等における保育内容の充実及び保育士の処遇改善を図るため、認可保育所等に対し運営費等補助金を交付する (障害児保育助成、主食費助成、給食費臨時補助、延長保育助成、一時保育事業補助、地域子育て支援拠点事業補助、休日子育て支援事業補助) | 町内民間保育所等 | 120.376 | 見直し | 本町における保育の充実及び保育士の処遇改善に必要な補助であるが、補助金額の算定方法や補助の方法について、他の補助事業も含めた整理を進め、より効率的な補助に向けて検討を進められたい。 また、町独自の補助事業については、その効果や他の自治体の状況などを踏まえ、見直しを検討されたい。 | |
| R2-18 | 民間保育所発達相談員配置助成補助金 | 子育て支援課 | 事業費補助 | 町内の民間認可保育所が児童発達支援等に関する業務のうち専門的技術を必要とするものを行うため、発達相談員を置くことについて助成するため、町が事業に係る経費に対し補助金を交付する | 発達相談員配置を行う町内の民間認可保育所 | 300 | 継続 | 今後においても、活動内容の精査に努め、適切な補助の継続を図られたい。また、他の補助制度も含めた整理等についても検討されたい。 | |
| R2-19 | 民間保育所出前保育補助金 | 子育て支援課 | 事業費補助 | 町内の民間認可保育所が地域における子育て親子の交流等を促進するため実施する出前保育の運営を助成するため、町が事業に係る経費に対し補助金を交付する | 出前保育を行う町内の民間認可保育所 | 507 | 見直し | 町内の民間認可保育所が地域における子育て親子の交流等を促進に寄与している補助であるが、対象経費を明確化するとともに、他の事業との整合性や町内ニーズを踏まえ、廃止も含めて検討されたい。 | |
| R2-20 | 小規模保育事業運営補助等補助金 | 子育て支援課 | 事業費補助 | 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条に規定する小規模保育事業所A型の安定的かつ継続的な運営及び保育内容の充実を図る | 小規模保育事業所の設置者 | 2.314 | 継続 | 小規模保育事業所の町基準保育士配置による運営を補助することにより、安定した保育サービスの提供に寄与しているものである。 引き続き、近隣自治体の動向を踏まえた保育士の町配置基準の検討に沿って、適宜見直しを図られたい。 | |

補助金一覧【令和2年度評価】

| | | | | | | | 評価結果 | | |
|-------|-----------------|--------|-------|--|-----------------------------|-------|---|------|---|
| 補助金名 | 担当課 | 補助種別 | 目的 | 交付先 | 補助額 (R1実績) 千円 | 担当課評価 | 二次評価 | | |
| | | | | | | | 今後の方針 | 評価内容 | |
| R2-21 | 民間保育園保育士確保促進補助金 | 子育て支援課 | 事業費補助 | 民間保育園における保育士の確保を促進し、もって本町の待機児童対策を行うことを目的とする。 | 町内民間保育園等 | 4,843 | 当該補助金の活用については、1団体のみとなっており、他の類似団体においては、自前で保育士を確保されている。 また、正規職員等の採用により、保育運営が安定するまでの間に不足する保育士を補うため、一時的に派遣保育士を活用する事業者に補助することを想定していたが、実態としては派遣保育士に依存している可能性も考えられる。 このため、事業者が当該補助金を活用するに当たっては、今後の保育士確保計画などの見通しを示した書類を添付することなど、事業者が安定した保育士確保ができるよう、効果的な手法について検討する。 | 見直し | 派遣保育士による保育士の確保を促進し、もって本町の待機児童の解消に寄与している補助である。 当該補助金を活用している団体は1団体のみであり、他の団体は自立して保育士を確保している状況を勘案すると、公益性の観点から補助の必要性を検証する必要がある。当該補助金による派遣保育士へ依存している状況が常態化しないよう、見直しを進められたい。 |
| R2-22 | 新規採用保育士等臨時給付金 | 子育て支援課 | その他 | 保育士の確保対策を支援し、もって本町の待機児童対策を行う。 | 町内民間保育園を経営する法人に正職員として採用された者 | 850 | 待機児童の解消が課題とされている中で、保育士の確保に向けた取組みは重要なものであり、町内保育所の安定した保育の提供に寄与している。 | 見直し | 待機児童の解消が課題とされている中で、保育士の確保に向けた取組みは重要なものであり、町内保育所の安定した保育の提供に寄与している。 今後においては、町内民間保育園の保育士の確保状況の改善が認められた場合は、廃止も含めて検討されたい。 |
| R2-23 | 指定文化財管理補助金 | 生涯学習課 | その他 | 国指定重要文化財水無瀬神宮客殿及び茶室の維持管理の万全を期するため。 | 宗教法人水無瀬神宮 | 69 | 文化庁の定める法令に則り、文化財の維持管理を目的におこなわれるもののため、実施は不可欠である。 | 継続 | 国登録有形文化財である水無瀬神宮の保護及び維持管理に寄与しており、今後も適切な補助に努められたい。 |